

様式第3号（第11条関係）

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市男女共同参画審議会		
設置目的	男女共同参画社会に関する施策や計画の推進等について、調査審議をするため。		
設置根拠等	佐伯市男女共同参画社会推進条例		
設置年月日	平成22年7月27日	委員数	14人
審議事項等	男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項		
事務局担当課名	企画商工観光部 企画課 男女共同参画・市民協働係 電話番号（直通）22-4059		
備考			